

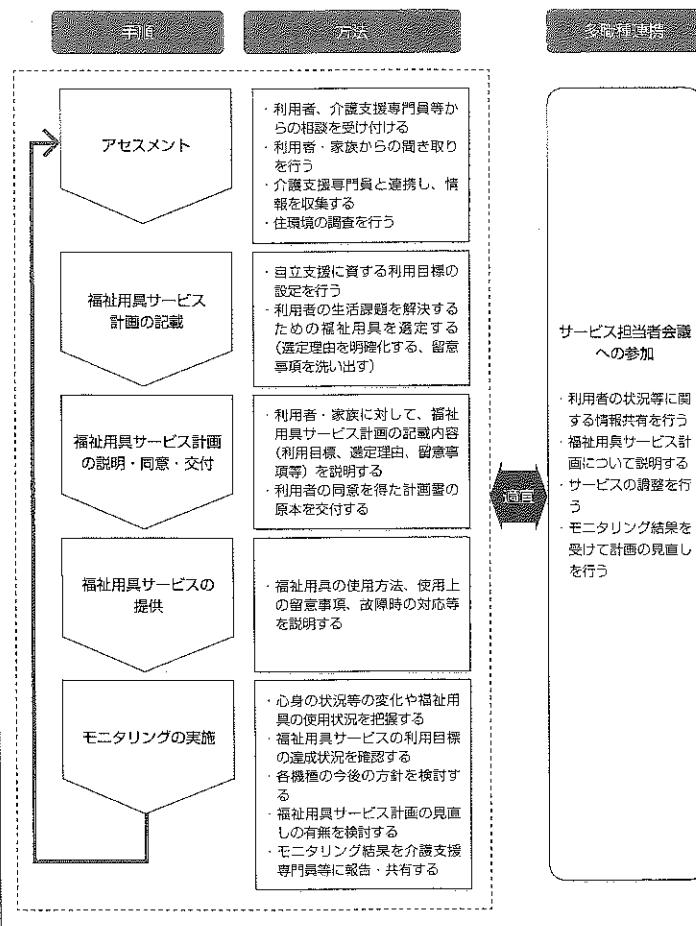
より質の高いサービス提供に向けて 福祉用具サービス計画作成ガイドラインを 活用しよう

介護保険制度では、福祉用具サービスを提供する際に、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成することが義務付けられています。このサービス計画の作成にあたり、本年4月に「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」が策定されました。基本的な考え方や留意点、関係機関との連携方法、モニタリングの実施方などがわかりやすく示されています。本誌では、ガイドライン作成に携わった白澤政和さんによる活用法についてお話を伺いました。



桜美林大学大学院老年学研究科教授
福祉用具専門相談員の質の向上に
向けた調査研究事業（厚生労働省）
・ガイドライン部会長
白澤 政和さん

図表1 福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法



※福祉用具サービス計画作成ガイドラインP4より

関連職の人たちとの連携方法についてもガイドラインに盛り込みました。福祉用具サービスが提供されるプロセスを一つひとつ確認し、そのプロセスの中で関連職と連携しながら適切な福祉用具を選定できるよう支援することがガイドラインのねらいの一つです。

また今後、技術開発が進んで新しい福祉用具が出てくると思います。介護ロボットといった福祉用具も出てくる人材を育成することも今後、考え

ています。

それからもう一つ、人材育成の問題があります。ガイドラインに基づいてきちんとサービス計画を作成できる人材をどう養成するのか、議論しました。これについては、全国福祉用具専門相談員協会で、指導者の養成を実施していくいます。地域から人材を募って、指導者を養成し、その指導者が地域に戻って人材育成をするしくみをつくっています。

介護事故の裁判の際には、福祉用具

ガイドライン策定のねらいは、基準づくりとプロセスの明確化です。ガイドライン策定の意義はどういったことですか。A 今回ガイドラインを策定したのは、福祉用具サービス計画を作成する際に、どのような福祉用具を作成する際、どのよろな福祉用具を作成しても、一定の質が担保できる基準づくりを行つたということです。こうしたガイドラインは本来、ケアマネジャーのケアプランや福祉用具以外の個別サービス計画を作成する際にも必要不可欠です。いぢん最後に制度化された福祉用具サービス計画に、最初のガイドラインができました。福祉用具サービス計画は他に先

Q ガイドライン策定の中では、出てきた新たな論点はありますか。

A まず、福祉用具サービス計画の作成を通じて、福祉用具を

モニタリングの期間について法的

な規定はありませんが、たとえば

3ヵ月、6ヵ月ごとにモニタリング

をして、新しい福祉用具サービスを

アセスメントをきちんととして、それに

基づいてサービス計画を作成します。

Q 1参考) 計画に沿つてサービスを提供し、状況

の変化を把握するモニタリングを通じ

て、必要であれば再度アセスメントを

してサービス計画を変更します。（図表

1参照）

モニタリングの期間について法的

な規定はありませんが、たとえば

3ヵ月、6ヵ月ごとにモニタリング

をして、新しい福祉用具サービスを

アセスメントをきちんととして、それに

基づいてサービス計画を作成します。

Q 2参考) 緊急時におけるモニタリング

の実施方法

アセスメントをきちんととして、それに

基づいてサービス計画を作成します。

Q ガイドライン策定の意義はどういったことですか。A 今回ガイドラインを策定したのは、福祉用具サービス計画の作成プロセスを明確にするものです。福祉用具専門相談員はまず、ドライバーを位置づけて考えていただければと思います。

次に、ガイドラインは福祉用具サービス計画の作成プロセスを明確にするものです。福祉用具専門相談員はまず、ドライバーを位置づけて考えていただければと思います。

第三次に、介護保険のサービスのなかでは先駆的であったと言えます。そういう大きな枠組みの中に今回のガイドラインを位置づけて考えていただければと思います。

また、サービス計画作成は、ケアマネジャーに展していく、そうした

ものですから、特にケアマネジャーとの連携をどういくらか、ずいぶん検討しました。

また、サービス計画作成は、ケアマネジャーとの関係の中で作られていくものですから、特にケアマネジャーとの連携をどういくらか、ずいぶん検討しました。

また、サービス計画作成は、ケアマネジャーとの連携だけではなく

、介護保険制度では、福祉用具専門相談員が介護保険制度の流れであるケアマネジャーにつなげていくのか、同時に退院時に

必要な福祉用具が提供されるのか、流れを明らかにすることによって、病院から退院する方や在宅生活に転着陸でき

るよう努めました。

また、福祉用具専門相談員が利用者の退院時に、その方のADLや今後の

可能性から見た対応などについて、病院の理学療法士や作業療法士などからアドバイスを受ける場合があります。

ケアマネジャーとの連携だけでなく

、介護保険制度では、福祉用具専門相談員が介護保険制度の流れであるケアマネジャーにつなげていくのか、同時に退院時に

必要な福祉用具が提供されるのか、流れを明らかにすることによって、病院から退院する方や在宅生活に転着陸でき

るよう努めました。

※ガイドラインは日本福祉用具専門相談員協会（ふくせん）ホームページでの検索

・「福利用具サービス計画作成ガイドライン」はこちら

・「ふくせん」は福利用具サービス計画「モニタリングシート」の案内

なくてはならない課題です。

アセスメントや 計画作成の方法を ガイドラインで 具体的に

Q サービス計画作成の最初に
ポイントを教えてください。

A ケアマネジャーがアセスメント^トをして専門相談員は福祉用具を選ぶだけということではなく、福祉用具専門相談員も独自でアセスメントを通じて利用者の状況をきちんと把握することから仕事が始まります。このことをガイドラインに明記しました。

アセスメントでは本人のADLや身体状況だけでなく、介護者の状態や住環境などをきちんと把握しなければなりません。本人の意欲も含めて全体的に人をとらえるアセスメントをしておかないと、サービス計画も作成できません。適切な福祉用具を選ぶことはできません。アセスメントの基本的な項目と情報収集の方法をガイドラインでまとめましたので、参考にしてください。（図表2参照）。

また、専門相談員は将来その方がどのように変化していくか、ほかの関連職から情報を収集して理解して

おく必要があります。自分が得る情報だけでなく、そういうものも参考にしながらサービス計画を作成しないかもしれません（図表3参照）。

ケアマネジャー、作業療法士や理学療法士と連携しながら仕事をしていくのが非常に大事です。

福祉用具専門相談員がサービス計画を作成するようになり、サービス担当者会議の員としての位置を確保できだと思います。自分のアセスメントとほかの関連職のアセスメントとの違いも含めて、議論ができるベースができるにつながりましたとれます。

Q サービス計画は、どのよう
に連動するのですか。

A ケアプランでは、大きな目標として生活全般の解決課題があり、次に長期および短期目標を決めて、その目標実現に向けた個別サービスを定めます。個別サービスの1つに福祉用具サービスが位置づけられます。

ガイドラインにも示していますが、福祉用具の利用目標は、ケアプラン第2表に記載された目標（主に短期目標）を福祉用具で実現するための方針といえます。アセスメントで明確になつた利用者の方の生活課題（ニーズ）を具体的に説明しています。

図表3 主な情報収集の方法と実施内容・留意点

情報収集の方法	実施内容・留意点
利用者の基本情報	<p>・利用者・家族と面談を行い、利用目的の設定や福祉用具の選定に必要な情報収集を行います。面談の場所は本人の自宅を基本とするが、入院等の場合医療機関で行う。</p> <p>・介護支援専門員同行して面談が望ましい。</p> <p>・既に確定した用具の使用による影響を考慮する。</p> <p>・医療機関等によつて、意思表示が困難でできない利用者であつても、家族の聞き取り等、できる限りの情報収集を行うことが望ましい。</p>
身体状況 ADL	<p>・利用者の基本情報（氏名、住所、電話番号等）、医療機関等の程度（認知症高齢者日常生活自立度）について電話等で聞き取を行います。</p> <p>・介護支援専門員が持つアセスメントシート等には利用者の心身の状況等についての情報が記載されており、その後手を受領することは有用である。</p>
意欲・意向	<p>・利用者の自宅を訪問し、住居環境の調査を行います。</p> <p>・利用者が自宅にいる場合には、利用者・家族との面談と同時に実施することが望ましい。</p> <p>・住宅改修が必要な場合は、住宅改修の担当者への面談依頼を検討する。</p>
介護環境	<p>・熱のサービスの利用状況（介護保険サービス、保険外サービス）</p> <p>・家族構成、生れた介護者（氏名、年齢、性別、利用者の両側、介護力、日中の介護状況）</p> <p>・利用する福祉用具（既に導入済みのもの）</p> <p>・既往歴等におけるカレンス等</p>
住環境	<p>・持家または賃貸（住宅改修等が可能な場合）</p> <p>・エレベーターの有無（集合住宅の場合）</p> <p>・階内の設置の有無</p> <p>・庭園内の樹木</p> <p>・トイレの状況（広さ、和式・洋式）</p> <p>・浴室の状況（洗面所の広さ、浴室の広さ、浴槽の大きさ等）</p> <p>・通路及び各部屋出入り口の有効幅、家具等の設置状況等</p>

※ガイドラインP9より

※ガイドラインP7より

A ガイドラインで特に工夫した点はありますか

沿つて様式を改善

したとえば前述のように、病院から明日、退院するから福祉用具を入れてくれ、といわれたけれどケアマネジャーは決まっていないようなとき、ガイドラインで対応方法をわかりやすく説明しています。

なお、ガイドラインは、福祉用具

ガイドラインで特に工夫した点はありますか。

サービス計画を作成する上で、どういふことをやるべきか、明確にしたものです。全国福祉用具専門相談員協会の福祉用具サービス計画書やモニタリングシートなどの様式は先にできていますが、今回、ガイドラインを策定したこと、『ふくせん様式』も見直しました（様式1・2・3参照）。ガイドラインの中で、これらの様式の書き難い部分です。利用目標を設定する具体的な手順もガイドラインに盛り込みましたので、参考にしてください。

なお、利用目標については、一定期間後にモニタリングで達成状況を検証します。選定した福祉用具が利用目標の達成に有効であったかどうか、モニタリングで検証しますから、できるだけ具体的な利用目標を設定しておくことが望ましいと言えます。

Q 最後に、FJCの皆さんに
お伝えしたいことは

福社用具を介して、専門相談員がサービスを提供していくことで、福祉用具は単なるモノではなくなりました。

福社用具を介して、専門相談員がサービスを通して、適切な福祉用具が選ばれていくというサービスに変わったときを聞き受け止め、それを記録する方が問われます。

そのようなないかなコミュニケーションを通じて、適切な福祉用具が選ばれていくというサービスに変わっていました。ただいま思っています。

できるだけ多くの方にこのガイドラインを読んでいただき、ぜひ、活用していました。

A たとえば前述のように、病院から明日、退院するから福祉用具を入れてくれ、といわれたけれどケアマネジャーは決まっていないようなとき、ガイドラインで対応方法をわかりやすく説明しています。

ふくせんモニタリングシート (訪問確認書)	ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)
アセスメント 評定	アセスメント 評定
利用目標 評定	利用目標 評定
結果報告書 評定	結果報告書 評定

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)	ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)
アセスメント 評定	アセスメント 評定
利用目標 評定	利用目標 評定
結果報告書 評定	結果報告書 評定

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)	ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)
アセスメント 評定	アセスメント 評定
利用目標 評定	利用目標 評定
結果報告書 評定	結果報告書 評定

ふくせんモニタリングシート (訪問確認書)	ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)
アセスメント 評定	アセスメント 評定
利用目標 評定	利用目標 評定
結果報告書 評定	結果報告書 評定